

独立行政法人制度の概要と 今年度の有識者会合の運営について

令和 7 年 7 月
高等教育局専門教育課

独立行政法人とは・・・？

公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施（独立行政法人通則法 第二条）

<独立行政法人の種類>

- **中期目標管理法**人：多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益を増進する
（例）大学入試センター、国立科学博物館、日本スポーツ振興センター 等
- **国立研究開発法人**：研究開発の最大限の成果の確保
（例）科学技術振興機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構 等
- **行政執行法人**：国の相当な関与の下に事務・事業を確実・正確に執行する（※文科省所管なし）
（例）造幣局、国立印刷局、国立公文書館 等

★独立行政法人の業務の実施にあたってのポイント

POINT 1

業務の質の向上・効率性

- 主務大臣による一元的な目標管理
企業会計原則を基本とした会計処理

POINT 2

自律的な業務運営

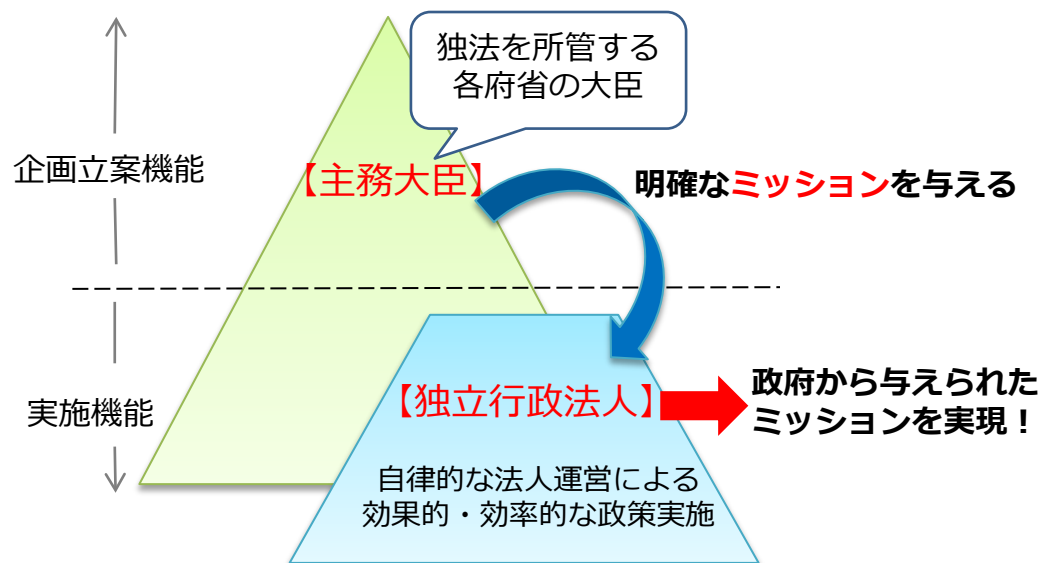
- 法人の長への権限の集中
主務大臣の関与事項は法令で限定

POINT 3

業務の透明性の確保

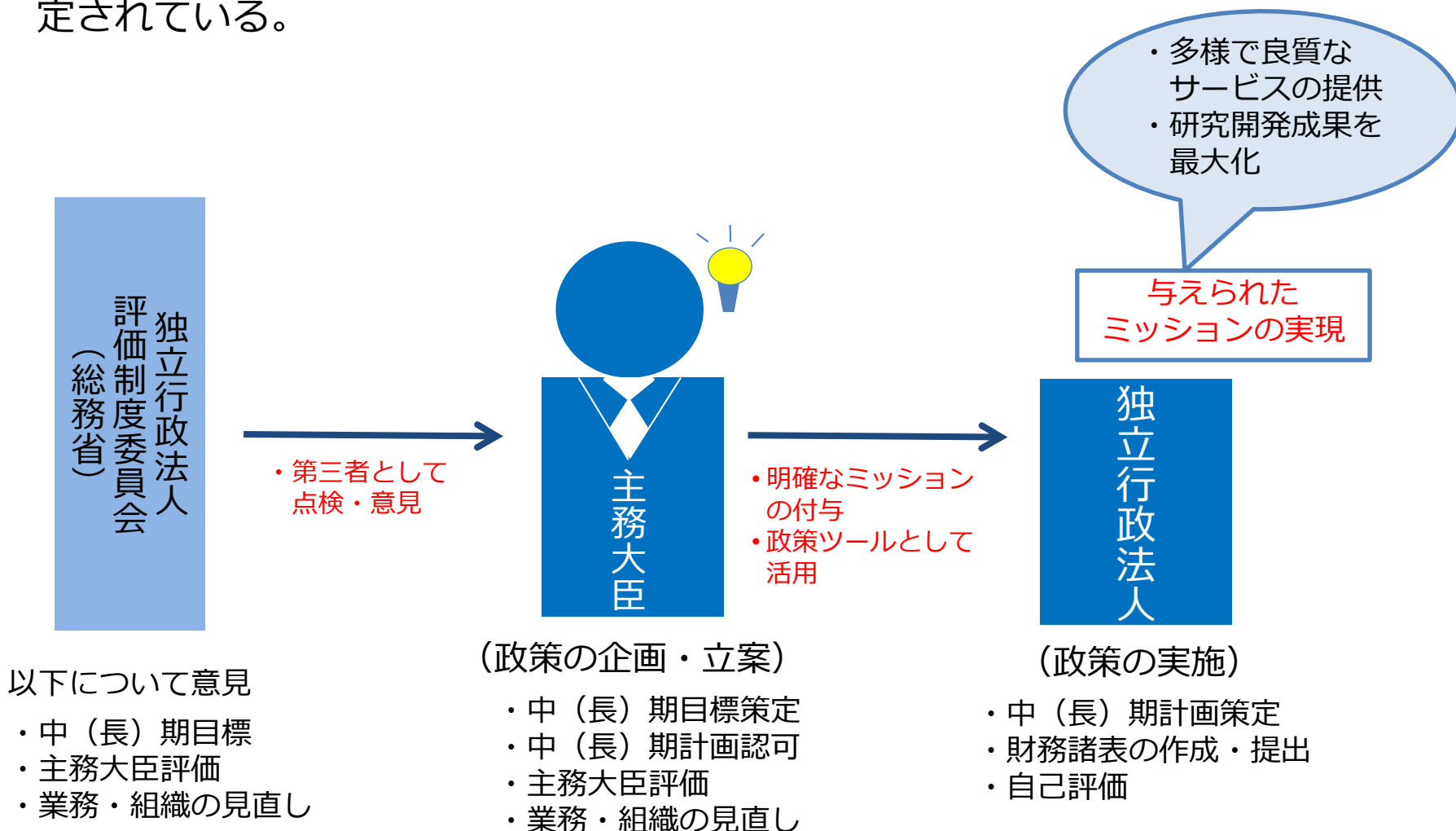
- 情報の公開（国民への説明責任）
※ 事業費の一部は国からの財源措置

★主務大臣と独立行政法人の関係

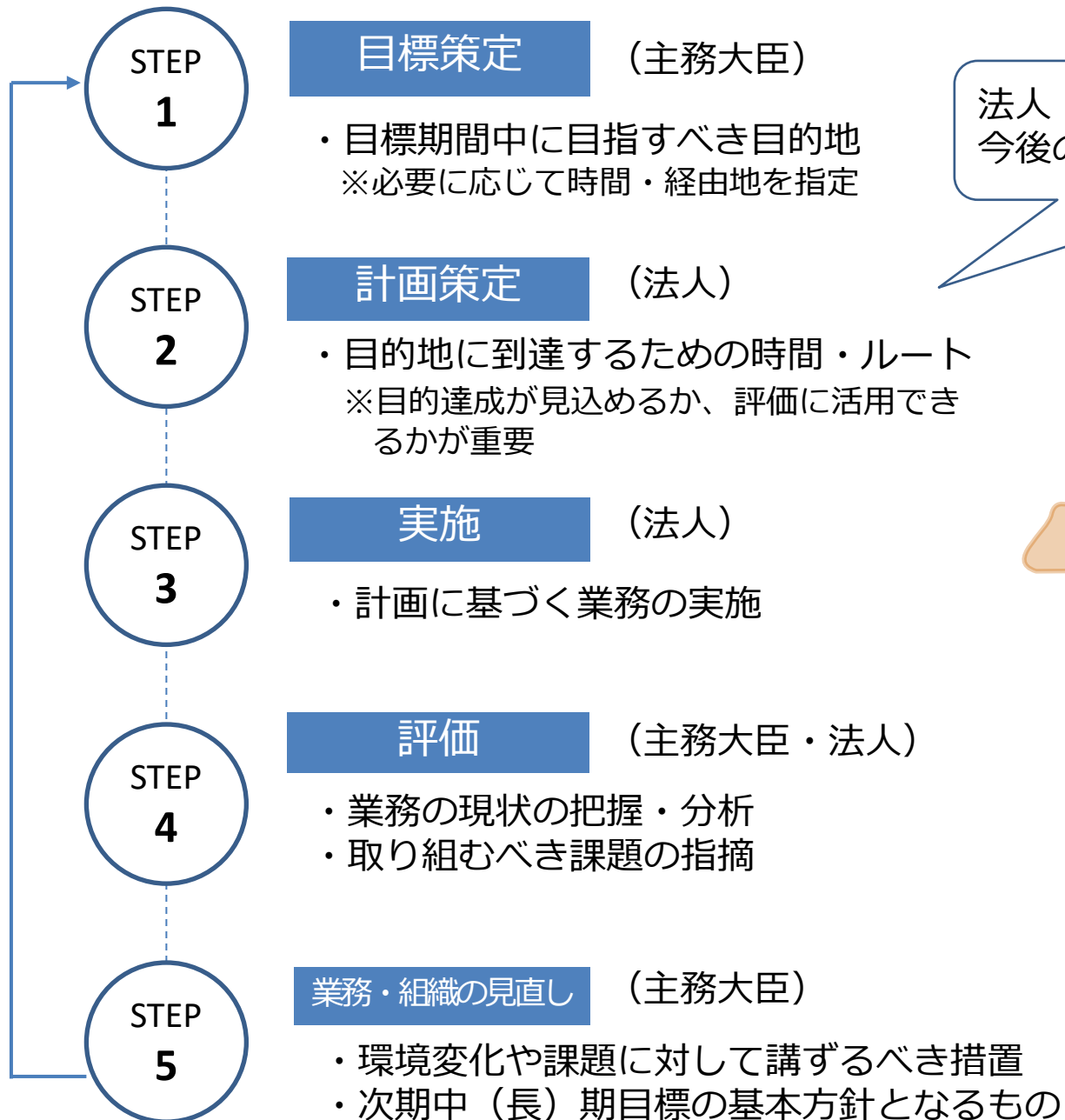


独立行政法人制度の主な仕組み

政策実施機能の最大化に向けて、業務の質・効率性の向上、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図るべく、以下の仕組みが独立行政法人通則法に規定されている。



独立行政法人関係業務の流れ

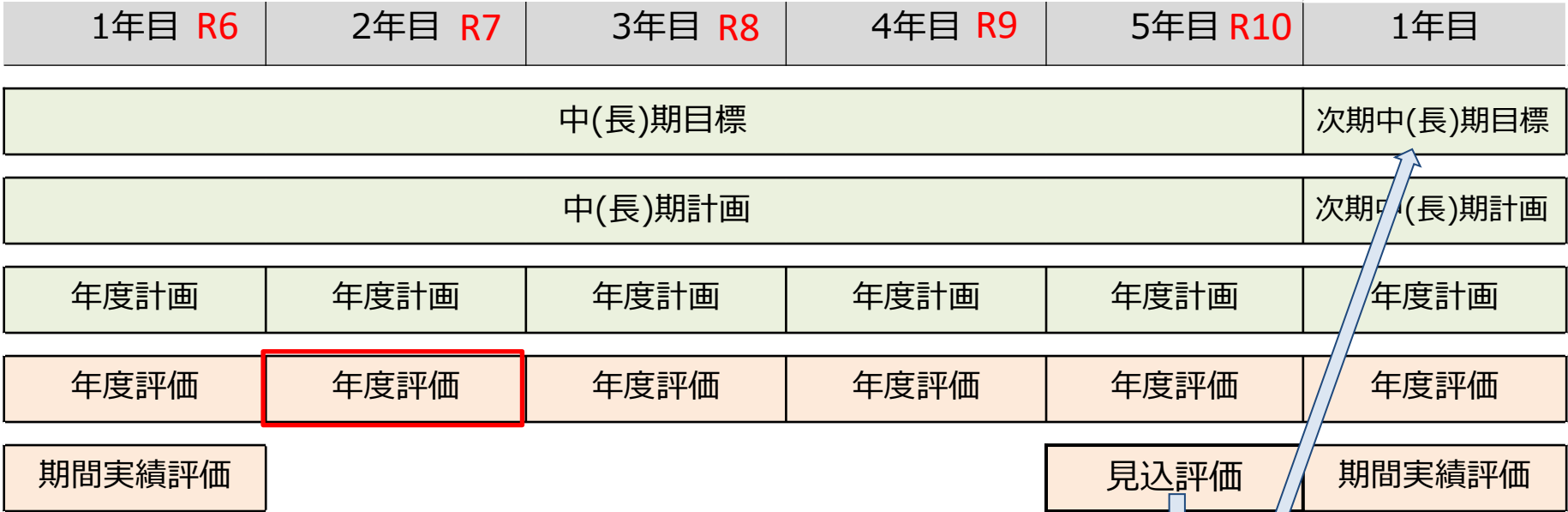


法人・主務大臣で認識を共有して
今後の業務改善につなげる！



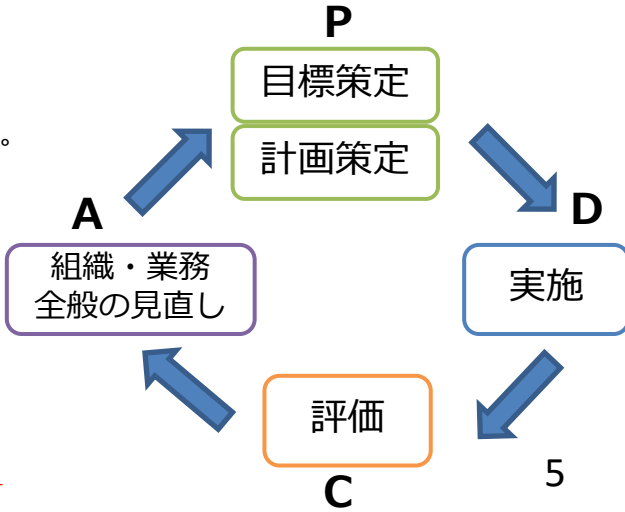
▲独立行政法人関係業務を「山」に例えると・・・

スケジュールのイメージ



- ・ 中(長)期目標：3年～7年の業務運営に関する目標。主務大臣が作成し、法人に対して指示。
- ・ 中(長)期計画：中(長)期目標を達成するための計画（「いつ、何を、どの程度まで」を具体化）。
法人からの申請を受け、主務大臣が認可を行う。
- ・ 年度計画：中(長)期計画のうち、当該年度に実施すべき事項等についての計画（主務大臣に届出）。
- ・ 年度評価：毎年度、前年度の業務実績について評価を行うもの。
- ・ 見込評価：中（長）期目標期間の最終年度、期間終了時に見込まれる業務実績を評価するもの。
- ・ 組織・業務全般の見直し：見込評価で抽出された課題や法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、
主務大臣が業務・組織全般について検討を行うもの。

・ 期間実績評価：中（長）期目標期間の終了後（次年度）に、当該目標期間全体の評価を行うもの。



▶概要

主務大臣は、通則法に基づき、独法の業務実績について以下の評価を行うこととなっている。

- ①年度評価

・・・毎年度、前年度の業務実績について評価を行うもの。
対象：全法人
- ②見込評価

・・・中（長）期目標期間の最終年度に、
期間終了時に見込まれる業務実績を評価するもの。
評価結果は、組織・業務全般の見直し及び次期目標策定に活用。
対象：令和7年度で中（長）期目標期間が終了する法人
- ③期間実績評価

・・・中（長）期目標期間の終了後（次年度）に、
当該目標期間全体の評価を行うもの。
対象：令和6年度に見込評価を行った法人
- ④中間評価

・・・中長期目標期間の途中で理事長が交代した際に、
理事長の在任期間の業務実績について評価を行うもの（国研のみ）。
対象：該当する法人

※評価結果については、法人や独立行政法人評価制度委員会（以下「独評委」という）への通知及び公表が必要。
※中目法人の評価にあたっては有識者の知見を活用（有識者会合等）：評価基準参照
※国立研究開発法人の評価にあたっては、文部科学省国立研究開発法人審議会（以下「研発審」という）の部会及び総会の意見を聴く必要がある。

▶根拠法令

通則法第32条（中目法人）、第35条の6（国研）参照

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成27年6月30日文部科学大臣決定）において、以下の事項について外部有識者の知見の活用を図らなければならないと規定されている。

1. 中期目標の策定及び変更に関する助言
2. 中期計画及び中期計画の変更についての認可に関する助言
3. 中期計画の変更の命令に関する助言
4. **年度評価、見込評価及び期間実績評価に関する助言 ←今回**
5. 評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置に関する助言
6. 中期目標期間終了時の所要の措置（見直し内容）についての意見
に関する助言
7. その他の評価等に関する助言

本有識者会合に関する評価等のスケジュール

6月末

法人自己評価書(年度・見込)の受領

7月22日(火)

第1回有識者会議
(法人ヒアリング、大臣評価書案の検討)

～7月28日(月)

書面審査
(大臣評価書案)

～7月末

大臣評価書案 取りまとめ

8月上～中旬

省内審査

8月下旬

大臣評価書決定・公表
総務省独立行政法人評価制度委員会へ通知

評価書の作成

＜中期目標管理法人＞ 評価に至った理由の定型文

【総合評価】

S	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。
A	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。
B	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
C	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。
D	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

【項目別評価】

S	評価すべき実績の欄に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。
A	評価すべき実績の欄に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。
B	中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
C	今後の課題・指摘事項の欄に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。
D	今後の課題・指摘事項の欄に示すとおり、中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。
法人自己評価から引き上げた場合	中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。自己評価では○評価であるが、評価すべき実績の欄に示す点について、評価を引き上げるべき進捗があったと認められるため。
法人自己評価から引き下げた場合	中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価では○評価であるが、今後の課題・指摘事項の欄に示す点について、さらなる改善を期待したい。

【評価のメリハリ付け】

- 目標期間中の業務運営は法人の自主性・自律性にゆだねるとの法人の特性に鑑み、年度ごとの評価については、**目標達成上の支障となる業務運営上の課題等の抽出などに重点化**して評価する。
- 重点化の対象としない項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫をするなど、**評価単位の柔軟化**を認める。

【自己評価の評価単位】

- 法人による自己評価の単位の見直し（中目法人のみ）

従来：「**可能な限り最小の単位**」→ 改定後：「**事務・事業の特性に応じた適切な単位**」

【評価書の簡素化】

- 「期間実績評価」を効率化するため、見込み評価の際の実績見込みと実績との間に大きな乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、「見込評価」を「期間実績評価」に活用できる。
- 評価について、法人による自己評価と主務大臣評価がいずれも「B」の場合は、主務大臣評価の判定理由の記載を簡素化できる。

記載例：

＜評定に至った理由＞

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

※「B」評定に至る理由や判断の内容が一部でも異なる場合は、主務大臣評価の評価書に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載すること。

【評価基準への困難度の視点の導入】

- 評価基準に「困難度」の視点を導入し、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評価である「A」以上の評価となるようにする。

※適用時期：2020年度に新目標期間が始まる法人の2021年度実施の年度評価（2020年度実績に対する年度評価）から

【評価の活用方法の明示】

- 評価の活用を促進するため、以下の評価の活用方法を基準に明示。
 - ・ 目標の達成状況が悪い部門の改善（資源の再配分を含む）
 - ・ 目標の達成状況が良い部門の更なる向上（資源の更なる重点投下を含む）
 - ・ 業績向上努力（例えば、業務改善により、「C」以下の評価だった項目を翌年度「B」以上の評価にするなど）の評価を通じた更なる改善努力の促進

【目標策定の指針の見直しに伴う評価の視点の追加】

- 以下の場合についての評価の視点を追加。

① あらかじめ最終的な目標の具体的内容、水準、達成時期の明確化が困難な目標の場合

- i) 中期目標期間中の目標水準等の達成状況进行评估
- ii) マネジメントの取組状況进行评估
- iii) 可能になった時点で最終的な目標水準を設定

② 関係機関・団体との連携に関する目標の場合

具体的な取組内容がその趣旨に沿ったものかどうかの観点からも評価

③ 人材確保・育成に関する目標の場合

人材確保・育成方針を策定しているかどうか、その内容が法人の強みの維持・向上に資するものになっているかどうかの観点から評価

④ 法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標の場合

具体的な取組に応じて適切に評価